

「普通」という意識と生きづらさ

—ジェンダーの視点から問い直す—

佐 藤 桃 子

目次

はじめに

1. 「普通」という意識を問い直す
 1. 1 「普通」という意識の役割
 1. 2 教育の点から問い直す
 1. 3 「普通」と「自己顕示」との関係性
2. 女性の選択に影響を与える制度
 2. 1 結婚の実態
 2. 2 結婚制度に守られる女性
 2. 3 女性の働き方改革
3. 問題意識の必要性
 3. 1 問題意識を持たないことは罪なのか
 3. 2 女性は得か損か
4. 多様性を認める社会へ
 4. 1 制度を平等にするために
 4. 1. 1 現代の制度の問題点
 4. 1. 2 ベーシックインカム制度
 4. 2 誰もが自由な選択を持てる社会に向けて

おわりに

参考・引用文献

はじめに

文化構想学部に入學して初めて、自分の身の回りにも様々な差別が存在することや、生きづらさを抱える人々がこんなにも多いことを知って驚いた。障害者や性的少数者など、自分が今まで関わってこなかった人についての差別はもちろん、自分自身が「女性」であり被差別者となる可能性がある性差別についても意識したことがなかったと気がついた。働き方改革や医学部問題などの話題で報じられる女性差別はニュースの中のものであり、差別そのものに対しての嫌悪感はあるが、自分ごととして考えてこなかったのだ。しかし、このように女性差別に気づかない女性は少なくないのではないかと考えた。友人との会話を思い返してみても、「早く結婚したい」「専業主婦になりたい」などの言葉は特に就職活動中ではよく耳にし、女性には「結婚」という選択肢が用意されていることをむしろ恩恵のように感じていた。「女性の特権」という言葉も未だに使用されているが、その言葉に違和感を覚えることもなく、むしろ「女だから」として与えられていた役割を自主的に引き受けていたように感じる。そのため、私自身も学部の講義で性差別について学び、実際に生きていく上で困難を抱えている人々を知らなければ「女性差別」についての問題意識を持たずに社会に出ていただろう。

そこで、この「意識のなさ」こそが働く女性や性差別の根絶に尽力する人々の足かせとなってしまっているのではないかと考えた。男性のみでなく、差別されているという自覚がない女性までもが「女性差別」を助長してしまっていると考えたのだ。しかし、ここで「意識を持たない」ことを一概に悪いとは言えるのか疑問に感じた。私自身が過去にはそのような意識を抱いていなかったためかもしれないが、同じ女性として生まれても求める幸福やライフスタイルは人それぞれであり、「女性は声を上げるべきだ」という主張を女性というだけで全員に課すことも間違っていると考えたのだ。

このように、「女性」と一口に言っても様々な思考や生き方があり、どれか一つを強制することはできないと考えた。大切なことはどの生き方も選択することができる環境であり、その選択を阻む制度は改正すべきだと考えた。その上で論点となるのが人々に植え付けられた「普通」という意識ではないかと考え、本論では「普通」という視点を明らかにしながら誰もが自由に女性としての生き方を選択するために必要な意識改革と、制度の整備について述べる。

また論文執筆にあたって、「普通」という意識にまつわる教育や背景、女性の結婚と働き方の実態、ベーシックインカム制度等については、文献やインターネットの情報を参考とする。

1. 「普通」という意識を問い直す

1. 1 「普通」という意識の役割

現代社会では「普通」であることが求められ、多数派から外れた意識や行動を批判する傾向がある。しかし、この傾向は単に社会制度上の問題ではなく個々に浸透する考えによるものであり、周囲の人間や子供に自らが社会の中で習得した価値観を求めることで形成されると考えられている。(泉谷 2006:6) それでは、社会が作り出した「普通」はなぜ生まれ、どのように広まったのか。まずは起源から考えていく。

「普通」という言葉には「標準的な」「社会適応している」「多数派」といった価値観が含まれている。したがって、それらの価値観に縛られた人々は「普通」を求めるようになる。しかし、どんな人も最初から「普通」を求めていたはずはない。社会の規範から逸脱した何かを自分が持っていた時にそのことに傷つけられ、苦しんだ経験から、他の人と異なる性質を削ぎ落とすことで窮屈さを感じながらも「普通」に順応していったのだ。そして、自らが苦しんだ経験を我が子にはさせまいとするために「普通」を求め、連鎖的に「普通」の意識が広まっていったと考えられる。(泉谷 2006:6)

ここで、「普通」という言葉をジェンダーの観点から問い直していく。現代社会において男性と女性に求められるものには差があり、また時代とともに少しずつ変化している。例えば、旧来でははっきりと「男性は外に出稼ぎに出るもの、女性は家にいて家族を守るもの」といういわゆる理想像があったが、男女雇用機会均等法などの影響からその差を是正しようとする動きが進んできた。しかし、このような動きがあるにも関わらず、なお色濃く「普通」という意識はジェンダーと密接に結びついていると考える。少なからぬ人たちが、産む機能の有無と体力差を代表に、女性男性の差は生まれつきのものであって「女らしさ」「男らしさ」が自然と備わっており、それがそれぞれの仕事や役割の違いにつながっている。したがって、女性が家で家事や育児に従事し、男性が外で働くことは「自然」なことであり「合理的」なことではないかという考えにつながる。(諸橋 2001:108) ここから「普通」という意識のジェンダー的役割は、男性を仕事に、女性を家事に縛るものであり、また身体的特徴からそもそも男性と女性は「違うことが普通」という意識を形成するものだと考える。

しかし、昨今の男女の労働平等への訴えなどから、そもそも身体的に分けられた「普通」のジェンダー規範さえも意識的に形成されたものではないかと考えられる。たとえば、児童期に女の子には「女の子らしい」色や服が与えられ、「男らしい」遊びや言葉遣いを好むと乱暴だと怒られる。そうした傾向から、女の子は褒められる方、つまり周囲が「女の子らしい」と評する意向に沿うように育ち、あらかじめ社会に規範として根付いている性別二分法を演じ分けて育っている。ここから、世間で当たり前だと思われているジェンダー的な「らしさ」は、性別によって期待される役割や規範が違うことから社会的に形成されたものだとわかる。(諸橋 2001:110)

ここまで「普通」という意識の背景やジェンダー的役割について考えてきたが、「普通」

という言葉には人と違うことを是正し社会に適応すべきだ、という概念が備わっていることがわかった。したがって、「普通」でないことに苦しんだことがある人々は余計に、「普通」であることを子供に求めるようになり、その連鎖から概念や意識が蔓延したと考えられる。また、ジェンダーにおける「普通」も同様に身体的や生来のものではなく、「らしさ」を求める社会から期待される役割、規範によって形成されたものだと言える。

ここで、私は人々が大勢の中で社会的に行動することが求められる最初の場である「学校」に目をつけた。もともと「普通」という概念を備えていない、あるいは備えていてもまだ低い程度である子供たちが「普通化」していくにはどのような教育があるのか探る。

1. 2 教育の点から問い直す

子供たちが初めて社会を学び、大勢の中で生きていく必要に迫られるのが学校だ。これまで家族という少数者でのコミュニティの中で守られ生きてきた子供たちが、他者との関わりによって自らの行動を適応させる必要を感じる時期である。もちろん家族によっても、教育方針や育て方の違いから、生活習慣やジェンダーに対するそれぞれの子供が備える意識には差があるが、初めて家族以外の人と密に関わる学校にて行われる教育により人々の「普通」には変化が起きると考えられる。したがって、この節では学校教育が「普通」という意識に与える影響と、授業内容における性別間での差に焦点を当てる。

現代の学校教育では学級という形が取られており、学級を単位に活動することが多い。学級をベースに子供達は各々自らの友達、居場所を作り、勉強や遊びを学んでいく。そして、そこには担任の先生の存在が不可欠であり、生徒は禁欲を守って静かに先生の言うことを聞き、質問に答えていくことを教わる。評価方法に関しても、相対評価にしても絶対評価にしても教師の判断が中心になっており、教師によって与えられた情報をどのように習得したかということが評価基準の基本であった。ここで、親の方も子供に期待する願いが変質していくことに着目する。我が子の入学にあたって、ほとんどの親は、子供が人間として豊かに育っていくことを願うものである。しかし、子供が学校生活を重ね、通知表やテストの評価を見る機会が増えると、子供の未来に対する希望や、先生に対する要求は大きく変質する。友達と仲良くするよりも成績の方を重視するようになり、思いやりのある子に育つことよりも有名大学に進学することが親の願いになる。そして、その変質と一体化して、先生に対する親の評価も著しく変わっていく。(岡本 1983:113-115) 私は、この評価基準の変質に、学校教育の「普通化」の原因が含まれていると考えた。学校は勉強するところ、という「当たり前」の評価基準を持つと、子供達が重視すべきものは一様に学力となり、学力が劣っているものと長けているもので優劣がつけられるようになる。そのため、自分に求められているものは勉強だ、という同一の価値観を持つようになり、個性よりも尊重されるようになる。このようなプロセスで子供達自身がお互いの評価をするときの基準も図られるようになり、ある一定の基準を「普通」とする考えが生まれると考えられる。

また、学校は支配力を持つ大人が支配する社会の決まりと背後にある権力の世界を、子供達が知る場所でもある。世の中を取り仕切る大人が、勉強という営みを軸に子供を支配し、子供がその権力関係を思い知るための場所である。(小沢 2011:12) このように、自由にそれぞれの家庭で育ってきた子供達は学校という場で初めて「支配者」としての大人、つまり

先生に出会い、勉強という過程を経て自らの行動を律していくことになる。ここで、子供達は先生に褒められることはどんなことか、規範から外れないようにするにはどう行動するべきかを考えるようになり、「普通化」していくと考える。

一方で、学校教育の「普通化」には全く違った側面による原因もある。「学校」という場そのものの目的が「普通化」ではないかという考えだ。学級というコミュニティの中で日常の大半を過ごすことで、いじめられないように、クラスに馴染めるように、自ずと自らを「普通」にする、という活動が自然と行われていると考える。

学校には子供が群れ遊ぶ場所、という役割も併せ持つ。地域で集められた子供達が、集まったが故にお互い嬉しくなり、一緒に騒いだり笑ったりして勝手に育っていくという自発性に満ちた役割だ。(小沢 2011:13) この場でも、「普通化」は行われていると考える。先生と生徒の関係は、強い方が必然的に決められており、支配するものされるものの構図がはっきりとしている。しかし、地域で集められた子供達は皆同年であり、本来平等な関係であるはずだ。それにも関わらず、クラスのヒエラルキーは絶えず存在し、いじめや不登校にも発展するケースも少なくない。いじめられる生徒の方にいじめられるに値する理由は存在するわけもなく、ただ「なんとなく」の理由で子供たちの間で強者、弱者が決まってしまう。この過程の中で、子供達の「普通化」は進行していくと考える。クラスの中には「なんとなく」という言葉がまさに当てはまる空気が存在する。近年では日常的に使用されるようになった「空気を読む」という言葉には、「多数派の空気に従え」というじわりとした陰湿な圧力を含んでいる。翻訳すると「わざわざ言われなくても自分から察してみんなに合わせろ」という意味である。この言葉が最も使われる場面がいじめだ。そのため、標的を口に出すことはなくとも、大人に決してばれないようにいじめは進行する。(小沢 2011:163) このように、クラスの中では子供達の中で大人には関与されない「空気」が作られており、この空気に従い行動すること、また空気に同調できないものを見ることで子供達の「普通化」は進行していくと考える。

ここで、ジェンダーの観点から学校教育の「普通化」に目をむける。現在の教育では、身体的構造の違いから保険体育の授業だけは男女別で行う学校が多いが、家庭科や技術など昔では男の子だけ、また女の子だけ学ぶことになっていた科目も全員が受講している。一見すると教育における男女の区別はなくなったかのように見受けられるが、子供達が平等に学ぶ科目の中でも、ジェンダー観についての意識を引き起こさせる表現は存在すると考え、具体的な科目の授業内容について焦点を当てる。

具体的な科目内容について考えるにあたって、愛知淑徳大学が行ったジェンダー視点からの教科書分析を参考にする。2011 年度に使用が開始された小学一年生向けの国語の教科書を対象に、表紙や挿絵、男女の行動に見られる特徴などを分析し男女に対するそれぞれのイメージについて考察したものだ。分析の結果、挿絵における世話をする高学年全てが女兒であることや、ランドセルを筆頭に女兒が持つものは「赤」が多いことなどがわかった。また、教科書に載っているエピソードから家庭＝母親のイメージが多数あることも見て取られた。これらの見解から、今なお女性に対する固定的なイメージや暗黙のうちに求められている有様が見られる。(愛知淑徳大学 2012:134) このように、学校教育で使用される教科書の一つとっても、ジェンダー観を無意識のうちに子供達に教えていることがわかる。

ここまで、学校教育における「普通」の側面について考えてきたが、やはり子供達は学校

という社会の中でどう行動すべきかを学び、身につけていくものだと考える。そして、コミュニティの中の「空気」や「当たり前」に触れ、自らの個性を少しずつ社会に適合するように変化させていくものだと考える。ジェンダー観に対する「普通」の意識についても、教科書を例に「女だから」「男だから」こうあるべきだということを無意識のうちに感じ取り、自らがそれに当てはまるかということ意識し始めるのだと考えられる。

一方で、学校というコミュニティには「普通化」と同時に「自己表現」を教育する側面も併せ持つと考える。教師は子供達に向かって質問を投げかける際に自ら手を挙げ発言することを促し、科目の成績やスポーツなど秀でた才能がある生徒はクラスの人気者になることもある。また、近年では幼いうちからスマートフォンを持ち SNS を始める子供も多く、様々な手法で自己表現したり自分を良く見せようとしたりする活動が目立つ。中学生ともなるとスマートフォンを持つ子供は大半を占めており、自らの生活における充実した部分をアップすることで「自己顕示」しようとする。この「自己顕示」の思いは「普通で居たい」という思いと若干はずれている部分があると考え、次にその関係性について述べる。

1. 3 「普通」と「自己顕示」との関係性

近年、SNS の発達により、より自分を良く見せようとする「自己顕示欲」を読み取ることができる場面が増えた。実感としても、ほぼすべての友人が何らかの SNS を使用しており、日々の様子や感情をアップすることで自己を表現している。また、インスタグラムの台頭によって「いいね」の概念が広まり、投稿についての「いいね」数とその写真や日常の様子を評価する一つの基準となっている。¹二十代の男女別におけるインスタグラム使用率を見ると、男性は 29.4%であるのに対して女性は 61.9%の割合でインスタグラムを使用しており、過半数の人々がアカウントに登録している。このデータから、女性は男性に比べてインスタグラムの使用者が二倍以上にも昇ることがわかる。

このように使用率が高い²インスタグラムだが、今年の 7 月より「いいね」の数を非表示にするテストを開始している。従来は表示されていた他人の投稿についたいいね数が確認できなくなり、自分の投稿しかわからないように改良されている。テストを開始する理由として、インスタグラムは「友達がどれだけいいねを獲得したのではなく、シェアした写真や動画を見て欲しいためだ」と説明している。最近では過剰な「インスタ映え」を狙うあまりに観光地やお店におけるマナー違反行為が目立ち、時には自らの危険も顧みない姿勢を危惧しての決断だと考えられる。このようなインスタグラムの対策を考えても、人々の自己顕示欲、また他人からの承認欲求が高まっていることが読み取られる。そして、この現象は、先に述べた「普通でありたい」という気持ちと一見相反しているように見える。「普通」という言葉には、平凡で皆と同じが良いことなんだとか、「普通」に生きることが幸せに違いない、という偏った価値観がベッタリとくっついている。つまり、「普通」になれば「普通」

¹ ゲームスタイル研究所『各 SNS の利用率』

<https://gamestyle.sega-net.com/column/detail/column-045853.html> (2019.11.25)

² 携帯総合研究所『インスタグラム』

<https://mobilelaby.com/blog-entry-instagram-hide-like-counter.html>(2019.11.24)

に幸せになれると思っ込んでいるのだ。(泉谷 2006:41) このように、「普通」でありたいと願う人が増加していることは、「普通」に幸せになりたいと願う人が増えていることを表す。しかし、SNS の台頭も近年の現象であり自身の日常を世間や親しい友人に「公表」あるいは「自慢」して認めてもらいたいという思っが増していることもわかる。この「普通でありたい」という気持ちと「自慢」は全く別のベクトルにあり、自慢することで「普通」からそれてしまうという見方ができる。それにも関わらず、同時期に両面の思っが高まっているのはなぜか。その背景を探るために、近年で劇的に変化してきた SNS の台頭について考える。

SNS の台頭に関しては、携帯電話からスマートフォンへの移行に大きな影響を受けている。近年のスマートフォンの普及によってカメラ、計算機、時計、地図などの機能に加え、アプリをダウンロードすればかつては製品として存在していた「物」の数々がたった一つのマシンの中にも跡形もなく飲み込まれていき、「物」ではなく「機能」として一台に集約されていく時代となった。(楡 2013:130-132) そのため、人々はスマートフォンを手放すことができなくなり、日常に必要なあらゆる「機能」を備えていることから常に意識する存在となった。この進化によって常に誰かと繋がっているという意識も高まり、SNS は人々の日常に入り込んだと考える。このような背景から、SNS によって自己表現する機会が拡大したと考える。しかし、自己表現の機会が拡大したこと自体については問題視する必要はないと考える。誰もが自由に情報を得て、発信できる社会は科学技術の進歩と言って良い。

むしろここで問題視する点は「自己顕示欲」と「普通でありたい」という願いの相互関係だ。どちらも現代社会が生んだ感情であると予想できるが、この二つには先に述べたように一見相反する部分がある。しかし「自己顕示欲」さえ「普通」の一部として芽生えた感情なのではないかと捉えることもできる。インスタグラムの使用者には女性が多く、女性は成人する頃には「女らしい」とはどのようなことかを知らず知らずのうちにも社会に教育されている。つまり、「女らしい」日常を周囲にアピールして表現することはむしろ「普通」であることに内包されており、その意識が内面化していることから「普通でありたい」感情と「自己顕示欲」が並立していると考える。「普通」に規定されたジェンダーが女性の行動を形成しており、また自主的に望んでいると思っ込んだ欲でさえも社会から作られている部分が存在すると考える。

このように社会の考える「普通」が女性の行動を規制したり形成したりすることは多い。そのため、その「普通」から逸脱した特徴や嗜好をもつ人々が排除されたり、不利益を被ったりすることがある。このような問題を鑑みて、次に具体的な制度について考えていき、実際にどのような不平等が行われ、社会に染み着くことで通用してきたのかを読み解いていく。

2. 女性の選択に影響を与える制度

一章を通じて、「普通」とは何か、人々がどのような意識を持っているのかについて考えてきた。また、ジェンダーに対する「普通」の考え方についても触れ、自由な選択を持つにあたって障壁となる意識について考察した。しかし、「考え方」や「意識」の問題のみでは

自由な選択ができる世の中とは言い難い。社会が「普通」とみなした考えによって定められた制度に女性の利益・不利益が分けられてしまっているという問題が存在する。例えば、結婚を選択する女性や働くことを選択する女性の間には、社会の中で差が生まれている。この原因となる制度が改善されれば、女性における「普通」という概念が薄れ、誰もが自由な選択をできる社会の実現に近づけると考える。そのため、この章では大きなライフステージの変化であり、かつては女性にとって「普通のこと」だとみなされていた結婚制度と、現代では一般的となり社会的にも「普通のこと」だと考えられている働く女性についての制度について考える。

2. 1 結婚の実態

まず結婚制度を考えるにあたって、家庭に入り専業主婦（パートなどは行すが、正社員として雇用されていない）を選択する女性と、結婚せずに自らが働き続けることを選ぶ女性の二分類に分ける。現代の日本にもかつての考え方が残存しており、制度上では女性は守られる立場にすることが多い。そのため、結婚し家庭に入る女性は働く女性よりも優遇を受ける制度が存在するのではないかと考え、保険や扶養など生活に必要な制度を洗い出していく。

はじめに、結婚における専業主婦の実態について調査した。³昭和五十五年以降、夫婦ともに雇用者である共働き世帯は年々増加し、平成九年以降は共働き世帯数が男性雇用者と専業主婦の妻からなる世帯数を上回っている。共働き世帯の数は増え続け、平成二十九年では専業主婦世帯数の二倍弱にまで増加したことから、今後もさらに専業主婦の世帯数は減少していくと予想される。一方で、⁴OECD加盟の三十六カ国の中においては日本の共働き世帯の割合は三十四番目というデータがあり、世界的に見ると日本の専業主婦の割合は決して低くはないことがわかる。また、⁵五十六カ国において十五歳女子生徒を対象とした専業主婦の希望率をアンケート調査すると、日本は希望した女性が4%と第一位であり、二位につける韓国が2,45%であったのに比べてかなり高い水準となっている。このような結果から、日本では専業主婦世帯の割合は減少しているものの、世界的に見ると専業主婦を選択、希望する女性が多いことがわかる。

次に、意識の面から、近年の未婚化、晩婚化に伴って結婚に対する意識が変化していることについて考察する。昔は、結婚は人間としての性的な成熟度を示す尺度の意味を持っており、結婚することによって初めて男として、女として一人前だと見なされた。(小浜 2007:41)しかし、現代では結婚しているかいないかということは、社会生活を営んでゆくうえでさして有利不利を決定づける条件とは考えられていない。シングルだからなんとなく後ろめた

³ 内閣府男女共同参画局『仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をめぐる状況』
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/gaiyou/html/honpen/b1_s03.html
(2019.11.11)

⁴ まりおねっと『世界の常識は？専業主婦の割合の推移とは』
<https://marihonnete.com/knowhow/sengyousyuhu-wariai.html>(2019.11.11)

⁵ データえっせい『女子生徒の専業主婦希望率の国際比較』
http://tmaita77.blogspot.com/2013/07/blog-post_7.html(2019.11.11)

いという感情を抱く必要はなくなり、女性だからという理由で結婚して一生家庭に引きこもるような生き方を強いられることはないという感覚が当たり前になっている。この感覚は、強調されると時には「女性は社会進出すべきだ」というモラルの支配のように受け取られ、反対に専業主婦の心の中に、仕事をしていない自分は不完全な人間なのではないかという、昔とは逆転したコンプレックスを生むこともある。(小浜 2007:42-43) このように、かつては強く根付いていた「結婚している」という一種のステータスが変化しており、むしろ「社会進出している」という自らの働き方についての方に関心が推移してきていると考えられる。

しかし、未婚化について男女ともに結婚したくないから結婚しないのではなくて、結婚したいのにできない。すぐにも結婚できそうな感じなのに、結婚できないでいる人たちが非常に多いという意見もある。(山田、白河 2008:24) なぜ結婚したいのにできない人が増加しているのか。その理由として、いずれの女性も自分より社会的立場が上にいる男性を求めることが挙げられる。旧来型の結婚、つまり専業主婦になることを望む女性は、生活面から必然的に年収の高い男性と結婚することが必要となり、また反対に自らもキャリアウーマンとして活躍してきた女性は、自分より仕事ができ、年収もせめて同じくらいの男性を望む傾向にある。(山田、白河 2008:30) そして、そのような男性がそもそも少ないことに加え、男性の希望する女性のタイプにはそれほど変化がないことが要因として挙げられる。確かに、かつてのように女性が働くことに抵抗を示す男性は少数派であり、仕事を続けて欲しいと思っている未婚男性の方が多数派である。しかし、根底の情緒的な部分である、家事や子育ては女の仕事、という意識は変化していないのだ。(山田、白河 2008:33-34) そのため、結婚に踏み切ると仕事に加え家のことも負担しなければならない状態に置かれることがネックとなり、結婚できない女性が増えていると考えられる。

ここまで実態について考えた時に、専業主婦を選択する女性は依然として多いものの、結婚しても働くことが当たり前の時代にさしかかっていることがわかった。また、女性の意識としても社会進出することで自らの地位を確立しようとする意識が昔よりも向上しており、「働く女性」への追い風となっている。しかし、この二つの事実は相反する部分があると考ええる。現代日本の女性の間では、結婚するリスクへの認識や、働く意思が高まっているにも関わらず、なぜ結婚や専業主婦を求める人も多いのか。この背景にはやはり以前から続く結婚する恩恵としての制度が存在すると考え、結婚した女性が社会的に守られる制度について取り上げる。

2. 2 結婚制度に守られる女性

結婚制度の恩恵として、扶養と年金の二つの観点から考える。なお、初めのことわりとして、本論では働く女性と専業主婦を対象としているため、扶養される配偶者は女性、主に稼ぐ役割を担い世帯主とされるものを男性と仮定して考える。

まず、扶養に入る場合の税金について取り上げる。一般的な税金の負担が減る制度として「配偶者控除」があげられる。⁶納税者と生計を一つにする配偶者で、所得が一定の収入以

⁶ 国税庁『配偶者控除』

下であるなど条件を満たせば税金の控除が受けられる仕組みだ。この仕組みを成立させるために、パートタイムで働く女性は百三万円以上稼がないようにシフトを調整するなどの対策を取ることが多い。

また、年金制度については、⁷民間会社員や公務員として働く第2号被保険者である世帯主の扶養に入る妻は第3号被保険者となり、自身が保険料を納付する必要がなくなる。しかし、保険料納付済期間となれば配偶者である世帯主が加入していた年金制度によって年金が支払われる仕組みとなっている。

この二つの制度を取り上げても、専業主婦となり、夫の扶養に入ることでも得る恩恵は大きく、税金や年金の面から守られていることを読み取ることができる。私は、この制度は、日本において専業主婦を選択する女性がおおむねと比べて多い一つの要因であると考えられる。夫の扶養に入り、「主婦」としての役割を担うことでこのような制度を享受できることは、働くことを希望しない女性の生活にとって、大きな助けとなっているだろう。また、これらの制度は自ら働かなくても生きていくための手助けとなるため、生き方の選択肢を増やす役割を担っていると考える。そのため、単に「働く女性に対する不平等」として、完全にこのような制度を撤廃してしまうことは、反対に様々な境遇に置かれた女性の生きづらさを生み出してしまおうと考える。むしろ改善すべきは職場での女性の働き方であり、男性と同等に評価される体制だと考える。

しかし、ここで疑問が生まれる。上で述べた女性の働き方に対する改革にどの程度の人々が関心を持っているのだろうか。制度に守られ、専業主婦を選択した女性にとっては、自分事として考えることは難しく、同じ「女性」であってもそれほど関心を持っていないのではないだろうか。また、反対に先にも述べたように、現代では結婚しても働き続けることが主流となっており、この当たり前の風潮は時には「女性は社会進出すべきだ」というモラルの支配のように受け取られ、専業主婦の心の中に、仕事をしていない自分は不完全な人間なのではないかという、昔とは逆転したコンプレックスを生むこともある。(小浜 2007:42-43) この二つの意見からもわかるように、「女性だから」という理由のみで社会に求めるものを一律と思い込むことは間違っており、またそれぞれが違う問題意識を持っていることから、互いの差別を助長してしまっているのではないかと考える。そのため、次に「働く女性」に焦点を当て、女性の働き方の変化について考察していく。

2. 3 女性の働き方改革

女性の働き方において大きな転換点となったのは、一九八六年に施行された男女雇用機会均等法だ。この法は女性差別撤廃条約の一環として制定され、賃金以外の労働条件について男女差別を規制する具体的な立法である。しかし、この法は女性たちが待ち望んでいた本来の雇用平等法としては限界のある立法でしかなかった。その限界は、(1) 女性の重要な規定は事業主の努力義務に委ねられていたこと、(2) 女子のみの取り扱いが許されたため、

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1191.htm>(2019.11.14)

⁷ 保険市場『専業主婦・主夫の年金』

https://www.hokende.com/life-insurance/pension/columns/3_shufu/2(2019.11.14)

パートや一般職は女性のみ、など男女の職域分離が解消されなかったことなどに現れていた。そのため、就職氷河期には女子学生への就職差別が頻発し、より強力な雇用平等法を求める声が再度浮上するようになった。(浅倉 2016:89-90)

このような女性からの声を受け、男女雇用機会均等法の改正法が一九九九年に施行された。内容としては、(1) 努力義務規定は撤廃され、採用から退職まで全雇用ステージにおいて事業主による女性差別を禁止とすること、(2) 男女別の雇用管理が違反となったことなどが挙げられる。(浅倉 2016:90-91) この内容の変化からもわかるように、男女雇用機会均等法についての女性の批判の声は強く、より男性と平等に扱われたい、雇用の面で活躍したいという思いを読み取ることができる。

そのような思いから、さらなる平等へのキーワードとして挙げられたものが「間接差別」である。日本の法では直接差別、間接差別の記載はないため明確に区別されていないが、欧米の雇用平等に関わる法では二つの概念が明確に規定されている。女性だからという理由で昇進の対象から女性を排除したり、男性と異なる昇進基準を当てはめることなどは、直接に性別を理由とする差別であることから、「直接」差別と言われる。(浅倉 2016:94) 日本の法では、主にこちらの差別を想定してきた。しかし、欧米の法では、男女に同じ基準が平等に適用されてもなお差別と認定されるものを「間接」差別と規定し、直接差別と同等に禁止している。例えば、表面的には男女で同じ基準や条件を平等に適用したとしても結果的に不利益を被る女性が多かった場合は、間接差別と捉えられる。この「間接」差別の概念が取り込まれたことによって、日常的に社会において通用してきた行いの中にも、男女間での扱いの差や性差別が慣行してきたことが浮き彫りになり、更なる男女平等を見直すきっかけとなっている。

また、⁸近年では「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」通称女性活躍推進法が施行され、ますます女性の働き方は転換の時代を迎えている。⁹女性活躍推進法とは、国・地方公共団体、三百人以上の企業に対して、(1) 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、(2) その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取り組みを盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、(3) 自社の女性の活躍に関する情報の公表を行うことを義務付けた法律である。また、実施状況が優良だと認められた企業は厚生労働大臣から「えるぼし」認定を受けることができ、認定マークを商品などに付して活用することで企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるというメリットを生むことができる。「えるぼし」マークを得るには採用、継続就業、労働時間、管理職比率、キャリアコースのいずれか一つ以上で男女間で同程度であることが求められ、今年九月末時点では九百二十社が認定されている。同様に「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けると「くるみん」認定も受けることができ、子を持ちながらも働くことを選択、希望する女性にとっては企業選びの一つの指標となっている。

上記に挙げたような変化、制度を見ると、女性の働く環境の整備は進んでおり、未だ不十

⁸ BOWGL 『女性の働き方』

[https://bowgl.com/woman-activity/\(2019.11.15\)](https://bowgl.com/woman-activity/(2019.11.15))

⁹ 厚生労働省 『女性活躍推進法特集ページ』

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html\(2019.11.16\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html(2019.11.16))

分な部分もあるが改善している様子を読み取ることができる。このような変化を遂げた要因として、働く女性自身の意思が深く関係していると考えられる。女性が働くことに対するイメージは珍しいものではなく¹⁰「一般的に女性が職業を持つことに対する意識変化」調査では、女性の47.5%が「子供ができてずっと職業を続ける方が良い」と答えている。また、44%の男性も同じ回答をしており、男女ともに最も大きな割合を占める回答となっている。しかし反対に、約半数の人々は「結婚するまでは職業を持つ方が良い」「子供ができるまでは職業を持つ方が良い」「子供ができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方が良い」のいずれかに回答していることから、女性の就業が結婚や子どもに影響を受けるべきだという考えも根強く残っていることがわかる。そして、これらの意識の変化が女性の働き方の変化と大きく結びついていると考えられる。女性の中でも、就業を続けるべきだという考えと、結婚や出産といったライフスタイルの大きな変化によって就業も考え直すべきだという考えに分かれており、この考えの差がそれぞれ関係し合っていると考えられる。

この進歩を別角度から捉え直してみると、女性の働き方に対して問題意識を持たず、自ら専業主婦を選択する女性は働く女性にとっての足かせとなってしまっているのかという疑問が生まれた。ここまで、結婚し専業主婦となることを選択する女性と働くことを選択する女性についてまとめてきたが、どちらも第三者が「間違っている」ということはできないと考える。そのため、両者が互いにとっての差別を助長せず、自らが選択したいと考える生き方を当然に受け止める社会が必要だと考える。このような社会を考えるにあたって、両者の関係性について考えていく。

3. 問題意識の必要性

前章まで女性を二つのカテゴリーに分けて考えてきたが、大きな違いとして「女性の働き方」について問題意識を持っているかどうかの差が挙げられる。当然、働くことへの意識が高い女性は、女性の就業を不当に扱う法律や女性管理職の少なさに敏感であり、専業主婦を選択した女性はそれらの待遇を知らないことも多い。そのため、両者の間に問題意識の差があることから、無意識のうちに互いに様々な「女性差別」を助長してしまうこともあるのではないかと考える。したがって、この章では女性がより自由に生き方を選択できる社会の実現について考えていく。

3. 1 問題意識を持たないことは罪なのか

まず、意識の面から考えていく。先に述べたように、専業主婦を選択、希望する女性は働く女性についての制度に触れることが少なく、問題意識を持つ機会もなかなかないと予想される。また自らが持つ問題意識の強さは、それまで生きてきた環境や関わってきた人々な

¹⁰ 男女共同参画局『一般的に女性が職業を持つことに対する意識変化』
http://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2010/201012/hyou_p22.html(2019.11.23)

どによって形成されてきた「普通」の意識と大きく関係している。そのため、問題意識を持たないことそのものを罪だと一方的に決めつけ、働く女性に対しての足かせだとするのは間違っており、ジェンダー間における問題についての根本的解決には繋がらないと考える。

特に、年代においてその差は大きく、例えば「女性は家を守るのが普通だ」という意識が現代よりも強い時代に育ってきた五十代女性は、女性が働くときの不平等を今でも当然のものとして受け取っている可能性も否定できない。その理由としては、自らの意志に関わらず、女性としての「普通」の生き方や幸せを社会的に定められていたことが挙げられると考える。本当にそのような生き方を幸福だと感じていた女性ももちろんいるだろうし、反対に自らが苦しんだからこそ我が子には同じ思いをさせまいと「普通」とされる生き方を求め、連鎖的に「普通」の意識が広まっていくこともある。(泉谷 2006:6)

そのような「普通」の意識が広まった先である今の二十代女性、つまり多くの女子大生や新入社員の母親世代は、九割が専業主婦またはパート主婦でやってこられた、という最後の世代である。(白河 2014:49) そのため、母親の姿を見て育ってきた女性の多くは保育園に良いイメージを持っておらず、子供は人に預けず自分で育てる「良妻賢母」にいつかはなりたいたいと望む女性が多くなるのだ。しかし、今や二十代女性では就職しない方が珍しく「自らが働く意思」も高まっている。つまり、一度は就職するが「いつかは専業主婦」という希望を持つ女性が多くなっているのだ。出産によって働くことを諦める二十代女性が多い理由としては、「子育てに全てを捧げていた専業主婦」と「仕事に二十四時間邁進していた昭和の夫」のハーフであるために、働く像と母親像が乖離していて両立が想像もできないことがあげられる。(白河 2014:37) 普通、母親になることと働くことは両立できないという思い込みから「働く母親」像が頭にないたため、いつかは専業主婦になって働くことを一時的にやめることを希望する女性が多いのだ。このような背景を考えると、自らが育ってきた環境等から普通に専業主婦となることを望み、「働く女性」についての問題意識を持たないことはむしろ自然な流れであり、罪とは言えない。

しかし、今の時代の女性は、働くことをやめるのは一時的なものであり、ブランクを経て再度就職する意思を持ちながら専業主婦を希望することが多い。むしろ生涯専業主婦であることは珍しくなり、あえて言うのであれば現代の「普通」からは外れている。このような考えを持つ女性はこのブランクが一生の年収、仕事を決めてしまうことに気がついていない。例えば、安倍政権が発した「三年育休」では、現役のワーキングマザーには「三年も休んで現役の仕事に追いつくなんて冗談じゃない」と大変評判が悪いのに対し、女子大生からは「三年あれば仕事を辞めなくても育児ができる」と評判が良かった。(白河 2014:33) また、現代の日本では一度正社員をやめてしまうと、その後正社員として再就職できる人は四人に一人と言われている。結婚していて一度仕事を辞め再就職した女性で、年収三百万以上になる人はわずか一割だ。(白河 2014:31) このような実情を考えると、いつかは専業主婦となることを望み「働くこと」自体への問題意識を持っていない女性も、「専業主婦」となったその先の人生についても考慮に入れる必要があると考える。

しかし、ここで必要なことはすべての女性が「働く女性」についての問題意識を持つことではないと考える。先では現代の「普通」から外れていると述べたが、専業主婦でい続けたいと考える女性も少なからずいるだろう。また一度仕事を辞めた後の就業の厳しさから、本意ではないにしても子供を産んで以降専業主婦またパート主婦として生きていく女性もい

る。このように専業主婦を選択する女性には一人一人違った背景があり、将来の展望を世間一般の誰かのために変更すべきだということは間違っていると考える。そのため、大切なことは全員が問題意識を持たなければならないという考えではなく、少数派であっても多数派であっても問題だと訴える人々の声を届かせることである。「働く女性」と「専業主婦」の二項対立が構成されてしまっていることは、先に述べた「一度働くことを辞め専業主婦となった後に仕事に戻りたい」と望む女性についても不利益だと考え、同じ「女性」というだけで同じ声を上げなければならないのではなく、それぞれの女性の声と同じ価値を持って届くことが必要だと考える。

「働き続けている女性」「休暇を取って仕事に戻る女性」「働くことを一度辞めたが再度就業する意志がある女性」「専業主婦を選択する女性」のそれぞれの声を同じ「女性の声」と一括するのではなく、それぞれどのような希望を持って声を上げているのか、何に不利益を感じているのかにきちんと耳を傾けるべきだと考える。問題意識を持つことは人それぞれであり、その声が就業しているいないに捉われない形で平等に届くことが大切だ。

したがって、自らの生き方を決める際に「普通」こうだからという意識を捨て、本当に望む生き方を選択することが当たり前になる社会に変えていく必要がある。そのような社会を構築するには、問題意識を持った時に声を上げやすい仕組みと、それぞれの声がかテゴライズされずに平等に導入されやすい対応が必要だ。これらの実現によって、女性同士で差別を助長しあうのではなく、むしろ互いの問題意識を別のものとして知り、尊重しあうことが可能になるだろう。「女性」と一括りにされずにそれぞれが「個人」として問題意識を訴えることができる社会に向けて、まずは現時点において同じ「女性」の中でも全く違う意見を持つ事例を洗い出すことが有効だと考える。したがって、次節では女性同士の考え方の差が顕著に出やすい一例として「女性の特権」という言葉について考察する。

3. 2 女性は何を得るか

様々な境遇に立たされた女性について考えた時に、社会で言われる「女性の特権」という言葉は大きな論争点となり得る。先に述べたように女性と一口に言っても、背景は人それぞれであり各個人が望む生き方も千差万別である。

しかし、「女性の特権」という概念はその言葉通り女性は「得」だと考えられて口に出されるものである。ここでいう女性とは、いわゆる旧来において「普通」だと考えられてきた女性を指していると予想され、女性は働かずとも結婚して夫の扶養家族となり生活に困らずに生きていくという選択が可能であることや、身体的な体格差から免除される仕事などがあることを「特権」として挙げているものだと考えられる。そして、このような女性の特権は女性の意識の変化に関わらず未だ残存している。二章で述べたように結婚制度自体の大きな変化は認められず、保険や年金の面で利益を受けることが多い。体格差についても個人差はもちろんあるが、男女間での身体的特徴は今も昔も大きく変わっておらず、どうしても力仕事などは女性より男性に適応するケースが多い。では、このような背景から一口に、女性の特権を恩恵として受け取ることができるために「女性は何を得るか」として良いのだろうか。また、女性の損得を決めることは可能であるか。

この疑問について考えるため、むしろ社会問題として目を向けられることが多い女性の

「損」である部分について考えていく。まずは、職場における女性役員数についてだ。¹¹ 上場企業の役員数は 2019 年時点で 5.2%であり、第 1 位のフランスが 2017 年時点で 43%であったことと比較しても、かなり低い水準である。また、近年注目を集めていた「医学部問題」も女性が性別のためだけに「損」を被ってしまった一例である。¹² 医学部の入学試験に女性差別があり、女性合格者を減らすための操作が大学当局の主導で行われていたことが明らかになった問題だ。弁解として、¹³ 大学関係者は「女性は医師になっても、結婚や出産で辞めてしまう」ことを挙げており、また「外科医は男性の仕事だ」と決めつけている意見もある。このような大学当局側の意見は、女性を個人としてでなく女性性のみで判断していることを顕著に表している。また、当該年に受験した女子生徒の中には多浪の生徒もおり、受験するために必要なお金や時間を無下に扱われたと提訴した例もあることから、当該生徒や社会から大きな反発があったことは明らかだ。

上記二つのような事柄を見ても、女性の社会進出は性別上の壁が大きいことを認めざるを得ない。仕事のできる、できないに関わらず性別が進学や昇進への足かせとなってしまっている現実がある。「女性は結婚、出産するもの＝いつかは仕事を離れてしまう」という固定概念が残存しており、昇進や終身雇用を望む女性であっても例外なくすべての女性性に当てはめられている。このような状況は紛れもなく女性にとって「損」である状況だと言え、女性差別にも該当すると考える。

ここまで、女性の得だとされる部分と損だとされる部分について具体例を挙げて考えてきたが、この二つを見ると異なる状況下で起きている現象だと捉えることができる。つまり、女性が体格的にできない仕事を男性に代わってもらったが故に重要なポストに就けない、など両者の間で相関関係を認めることは不可能であり、してはならない。また、「女性は結婚、出産するもの＝いつかは仕事を離れてしまう」という女性の「得」に対する固定概念が個人の意向を無視してすべての女性性に当てはめられていることも問題だ。「将来的に女性は結婚して仕事を辞める＝男性に養ってもらおう」からという理由で、個人の希望する進学に差をつける等、選択するかもわからない女性の「得」を押し付けることは女性の「損」を賄う理由にはならない。したがって、女性を一口に得だ損だと決めることは不可能であり、個人の状況や将来展望によって受け取られ方が全く変わる。

このような見解から、セックス上の違いとジェンダーの違いを混同しないこと、「性別」という大きな枠組みを重視しないこと、そしてジェンダーを過剰に意識しすぎないことの三点が重要だと考えた。先に述べたように、女性が得をする状況と損をする状況には相関関係は薄く、得をする状況の一例としては体格差が論点となっている。このセックス上の違いをジェンダー的なものと勘違いし、「女性だから」という理由で体格差における区別とは異なる仕事まで振り分けに差をつけたり、昇進に差を出したりすることは間違っていると言える。

¹¹ 男女共同参画局『上場企業における女性役員の状況』

<http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/yakuin.html>(2019.12.6)

¹² コトバンク『医学部入試における女性差別問題』

<https://kotobank.jp/word/医学部入試における女性差別問題-2094608>(2020.1.31)

¹³ DIAMOND online『医学部入試の女子差別』

<https://diamond.jp/articles/-/197417> (2020.1.31)

また、「性別」という人間を大きく二つに分類する単位を重視しないことも必要だと考える。未だに人生の大きな選択には与えられた性別が関係し、一例として雇用される際の性別欄には男女どちらかに必ず丸をつけなければならない。この原則は、セクシャルマイノリティの人々のみでなく、性的自認、性的指向が「普通」とされる人々にとっても固定概念を植え付けてしまっているのではないか。このように「個人」の前に「性別」が先行する社会では自らの意思を最大限尊重した選択ができるとは言い難い。そのため、大きな二つの枠組みに捉われることなく、個人の意思や能力を評価することが必要だと考える。

一方で、女性側からジェンダーの違いを過剰に受け止め、気遣いまでもを性差別として区分してしまうことは男性女性どちらにとっても生きづらい社会になってしまうと考える。女性を大切にする文化は世界中に根付いており、これらの文化をマイナスなイメージで見えてしまうことは両者にとって不幸であると言える。そのため、好意を好意として素直に受け取ることができる社会が実現すれば、両者の生きづらさが軽減すると考える。

上に述べた社会の実現にはやはり制度の改革が必要である。昇進や進学など女性にとって現在「損」とされている部分は制度を改革しなければ改善することができず、意識や考え方のみでは変化しない。これらの意識を現実の部分にいかにより平等にしていくかによって、先に述べた社会の実現の一步となりうるだろう。そのため、次の章では制度を平等にするための提言を考え、まとめとする。

4. 多様性を認める社会へ

これまで、人々の問題意識の差と社会の変化について述べ、自由な選択が可能となる社会について考えてきた。その上で重要なことは個人の意識の変化によって制度が整備され、誰もが生きやすいと思える社会の実現が叶うことだ。二章で述べたように、日本は結婚制度における女性の恩恵は大きい、一方で働く女性にとっては不平等な制度が残存している。しかし、結婚によって受けられる恩恵をなくしてしまうことは却って女性の選択肢を狭めることにつながると考え、本章では誰かにとっての得を削ることではなく、すべての女性が不平等を被らない制度について考えていく。また、三章で述べたそれぞれの意識の違いについて、その問題意識の差を互いに容認できる社会についても考察を深める。

4. 1 制度を平等にするために

4. 1. 1 現代の制度の問題点

制度の整備について考えていく上で、まずは現代の制度の問題点を挙げていく。二章で結婚制度について述べたが、この制度には結婚した女性を守るための仕組みが作られており、保険や年金の面で優遇される部分が多い。反対に、働く女性は雇用機会均等法や働き方改革によって改善はしているものの、いまだ十分に尊重される制度が敷かれているとは言い難い。三章で述べたように、管理職などのポストに就く女性も男性に比べると圧倒的に少なく、同じ仕事をしても評価に男女間で差が生まれてしまうことが最も問題だ。

また、働く女性に対する不平等とは別に考えられる問題点として、未婚でありかつ非正規雇用である女性の貧困も挙げられる。¹⁴平成二十九年度における非正規雇用労働者の割合は男性が 21.9%であるのに対して、女性は 55.5%と二倍以上の差がついている。そのうち、¹⁵非正規雇用に就いている主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」として不本意な雇用形態に就いている女性の人数は百三十九万人であった。このような数値からも、非正規雇用でありながら正規雇用を望む女性は多く、その理由の一つとして非正規雇用における社会制度の不充実が挙げられる。結婚もしておらず、正規雇用にも就いていない女性が社会的に保護される制度は整備されておらず、社会からのセーフティネットが敷かれていないことも指摘される。

このように正規雇用に就きたいにも関わらず非正規雇用についている女性や、一章で述べた結婚したいのにできない女性は、制度上守られる体制が不十分である。また、この問題は女性に限ったことではなく、結婚して保護されるという側面は女性より少ないにしても、非正規雇用についている男性も多く存在する。先に述べたように旧来の「普通」を守る制度が残存していることから、働く女性は結婚している女性に比べて得られる恩恵が少なく、男性は「働くことが普通」と考えられていることも現状だ。

つまり、現代の制度の問題点は、「社会による「普通」の定型に当てはまっているかどうかで受けられる恩恵が決まっており、外れると社会的に保護されることすら難しくなってしまうこと」と、「そのような制度によって様々な生き方の選択肢が打ち消されてしまっていること」の二点だと考える。

しかし、だからと言って結婚によって受けられる社会的な恩恵をなくすことは正しい解決方法とは言えないと考える。社会的に守られる制度がなければ事故や老後に備えられなくなり、民間の保険企業に頼りきりになればますます金銭による格差社会が広がってしまうだろう。これらの状況を考えると制度上再考しなければならないことは、結婚における扶養制度などに例えられる国からの充実した恩恵の排除ではなく、働く女性に対する制度を充実させ男性と同等に正しく評価される社会の実現と、不本意に非正規雇用や未婚のままにいる人々を救う手立ての拡充だ。これらを実現することによって、どのような選択をしても安心して社会からの制度を受けられる状況が当たり前となり、先に述べたように女性同士が互いの差別を助長してしまうこともなくなるのではないか。そのため、より人々が自由な選択を持てる社会の実現につながり、生きづらさを抱える人々の救済を可能にすると考える。

4. 1. 2 ベーシックインカム制度

先に述べた社会の実現に当たって、ベーシックインカム制度の導入について考える。ベーシックインカムとは何か。一言で言えば、それは個人に対して、無条件に定期的に、少額の現金を配る制度のことだ。(ガイ・スタンディング 2018:11) 根本的な目的は経済面での基

¹⁴ 男女共同参画局『就業をめぐる状況』

http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/html/honpen/b1_s02_01.html(2019.12.6)

¹⁵ 注 12 に同じ

礎的な保証を提供することであり、その程度は論者によって異なるが、すべての人に平等に食べ物や住む場所に困らず、教育と医療を受けられる状態を保障するべきだという論が多い。当然、婚姻状態や家族・世帯の状況を問わず、すべての個人に給付される。(ガイ・スタンディング 2018:14) つまり、多くの現代の保障対象が「世帯」単位で考えられていたのに対して、「個人」単位に対する給付であることが最大の特徴だ。また、その現金の使用方法は個人に委ねられており、行動も制約されないことを条件として挙げている。例えば、職を持たない人はその現金を必ず求職活動に充てなければならない等の決まりがなく、完全に個人の自由に使える財産としての給付になるのだ。そして、これらの保障は給付する側の心変わりによって撤回されてはならず、受け取る側が「権利」として保持するべきだと考えられている。現在も国民の三大権利の一つとして「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が挙げられているが、この「権利」を保持するための制度は不十分である。そのため、ベーシックインカム制度の導入によって本当の意味ですべての国民が権利を果たすことができるのではないかと考える。

私は、ベーシックインカム制度の導入が性差別や女性内部での不平等を解決する手立てになると考える。ベーシックインカム制度の給付には、性別や、ましてや結婚しているかなどは関係ない。そのため、まずは未婚であり非正規雇用に就いている女性など、生活面で困窮している人を救うことができる。生計を立てるために不本意な職に就いている人々に対して、自らが本当に望む生き方を再考し、実践に移す機会を拡充することが可能となる。また、本論文では結婚している女性と働く女性がそれぞれの差別を助長している現実に対してどうアプローチするかを考えてきた。ここで問題となるのは、先に述べた意識の問題もあるが、やはり結婚している女性が働く女性に対して多く恩恵を得ている旧来の「普通」が残存した制度にあると考える。このような現実を解消するためには、旧来の「普通」を脱却し、すべての人に「平等に」生きていくための救済措置を敷くことが必要だと考える。

この点において、ベーシックインカム制度はこれらの問題を解決する糸口になると考える。まずは「個人」に目を向けられることが挙げられる。今まで「世帯」として考えられてきた給付対象が「個人」へと変化することで、より個々の生き方が平等に保障されることになる。したがって、様々な背景を持つ人々が発言する機会を増長させ、より一人一人の声に目を向けられることが可能になると考える。また、二章において結婚制度による恩恵は女性が働かずとも困窮せずに生きていく選択を可能にする役割を担っているためなくすべきではないと述べた。しかし、これらの恩恵をベーシックインカム制度で補うことができれば、未婚であっても社会からの保障を受けることができ、結婚しているかどうかという社会的ステータスの軽減にも繋がると考える。そのため、最も問題視してきた女性同士で差別を助長してしまっているという意識の解消につながり、同じ「社会の一員」として生きていくことが可能になると考える。

一方で、ベーシックインカムが導入されることで懸念される問題点も存在する。現在、女性の社会進出については盛んに話題に上がり、その改善点や不平等の是正などは働く女性によってしきりに叫ばれている。しかし、個人にお金が給付されることで女性の「働く必要性」が軽視されるのではないかとという恐れがある。「男は働くもの」という現在にもなお色濃く残っている固定概念にプラスして個人単位で給付が受け取られることから、働きたいという意思を持つ女性を家庭に縛ってしまうのではないかと懸念だ。この問題点に関

しては、私はベーシックインカム制度の導入基準である「現金の使用方法は個人に委ねられており、行動も制約されない」ことを周知することが有効な手立てだと考える。確かに、世帯的に考えれば個人の給付が集まることから所得が増え、必ずしも女性が働きに出る必要は無くなるかもしれない。しかし、ベーシックインカム制度によって保障された自由は、金銭の自由のみでなく行動の自由だと考える。つまり、働かずに専業主婦となることを選択する人々、何らかの事情から自ら働くことを断念せざるを得ない人々にとっては「働かない自由」を与えるものであり、働きたいと希望する人々にとっては「働く自由」を与えるものでなくてはならない。このような考え方と共に制度を導入することで、三章で述べた「性別」という大きな枠組みに捉われずに、個人が希望する選択を行うことができる社会に繋がると考える。

4. 2 誰もが自由な選択を持てる社会に向けて

ここまで、意識と制度の面から女性にとって重要となる人生の選択について考えてきた。旧来の「普通」に縛られた考えでは、女性は自由な選択を持つことができず、社会的制度や他者からの目を気にした生き方を選ばざるを得なくなってしまう。それでは、すべての女性が平等に、また自由に自らの選択を行うことができる社会だとは言いがたく、生きづらさに関する問題意識の差から女性同士で差別を助長し合っているのではないかと考えた。本論では「専業主婦」と「働く女性」を二項対立的に論じてきたが、そもそも「女性」と一括りにするのが間違っているという結論に至った。三章でも述べたように、「女性」だからと言って同じ願望を持っているはずはなく、働き方や男女の雇用に関する不平等を是正して欲しいと考える女性もいれば、待機児童などの福祉問題に悩み、自らが専業主婦となって家庭を支えなければならない女性もいる。そのような個々の女性が、選んだ道や問題意識を向ける範囲が違うという理由で互いの差別を助長してしまっているという現状においては新たな解決策は生まれないと考える。

そのため、大切なことは「女性」の「普通」という考えを打破し、働いていても結婚して専業主婦となっても関係なく、一人の個人として社会から扱われることだと考える。普通から外れているから制度が下りない等の考えを捨て、なぜ困難を抱えているのか、どうすればその困難から脱却できるのかを個人のケースに沿って考えていく体制が必要である。したがって、「女性なのに」性差別に対して声を上げない女性も「女性なのに」家庭を築くことよりも自らのキャリアを優先させている女性も責めることなく、ただ個人がどのような思いから訴えを起こしているのかに耳を傾けることが重要だと考える。この意識の変革から始め、「女性の声」と一括して多数派の意見を尊重する社会を是正し、「普通」という概念を重要視する社会そのものを変化させることが必要だ。

また、そのような考えに伴い「個人」へのアプローチという観点からもベーシックインカム制度を導入することは効果的だと考える。ベーシックインカム制度では既存の世帯ごとの保障ではなく、「すべての個人」に対する給付であることが最大の特徴だ。そのため、この制度を導入することで、世帯や集団としてよりも個人に目を向けることが可能になると考える。本来の目的である経済的に困窮している人々を救う手立てにもなり、格差社会の是正にもつながると考える。もちろん、格差の是正については女性間における不平等も含ま

れている。本論では「専業主婦」と「働く女性」の間にある制度上の差と関連して性差別に対する問題意識にも差が生まれ、そのことが女性同士の差別を助長してしまっているのではないかという問いを立ててきた。この問いの解決方法としてベーシックインカム制度を導入することで、すべての個人に平等に給付が行き渡ることから、属性に関係なく個人の考えとして問題意識を持つことが可能になる。そのため、互いの差別を助長してしまっている、または互いに分かり合えない部分を抱く原因の解決にもつながるのではないかと考える。

問題意識を抱く観点は人それぞれであり、第三者がその意識に善し悪しを決めることはできない。そのため、「普通」の意識にとらわれることなく「個人」としての意見を持ち、その一人一人が平等に保障され意見を届け実現できる社会こそが、誰もが自由な選択を持てる社会だと考える。

おわりに

本論では、まず「普通」の意識は人々にどのように習得され、日常の中に馴染んでいくのかを明らかにし、その上で旧来女性にとっての「普通」と考えられていた結婚制度について述べた。専業主婦が当たり前だった時代から大きな変化を経していない結婚制度について、専業主婦となった女性が守られている環境について考察した。また、合わせて現代では「普通」となっている働く女性の現状についても考えた。旧来の「普通」の意識から外れているためか、男女雇用機会均等法や働き方改革などを経てもなお男女間での不平等が残存しており、保護されるという点でも専業主婦ほどの恩恵を受けていない現状がわかった。これらの現実を踏まえた上で、次に問題意識の有無について検討した。働く女性の方が自らの環境やキャリアに不満を覚えるために問題意識を持ちやすく、反対に専業主婦は持ちにくいことからこの問題意識の低さが働く女性に対する差別を助長しているのではないかという説を立て考察した。しかし、反対に専業主婦となり働いていない女性の方が「社会的に一人前ではない」という生きづらさを抱える事態がある現実を知り、一人一人が持つライフプランは千差万別であり、「女性」とひとくくりにすることこそが問題を形成していると気がついた。そこで対処方法として、ベーシックインカム制度の導入について考え、意識と制度の両面において「普通」よりも「個人」を重視する社会のあり方について考えた。

今回は女性の差別について考えたが、やはり文献が多いのは働く女性に対する差別であり、旧来の「普通」に則った専業主婦に対する問題点はあまり指摘されていないことに気がついた。そのため、やはり問題意識を持ちやすいのは働いている実際の現場で不平等を目前にしたり、自らの待遇に納得がいっていなかったりと不満を抱えた女性であり、両者の間には差があるのかと感じた。しかし、論を進めていくにあたって結婚制度について調べていくと、それぞれ問題意識を持つ点が異なっているのではないかと考えた。このような考察から、すべての女性が問題意識を必ず持つべきだとすることもある意味で差別につながってしまうと考え、結論としては「個人の意見がカテゴライズされずに受け入れられる」ことが大切だという考えに至ったのだ。

また、ゼミや講義で扱われてきた差別問題において一つのポイントだと考えてきた、世の中が持っている「普通」という意識について深く考え、やはりこの「普通」という意識は空気のように現代社会に蔓延しているのだと知った。幼少期から感じてきた「普通」という意識やなんとなくの空気を言語化するのは困難だったが、一人一人が意識を変えることで改善できる問題だとも捉え直すことができた。

今回の論文では、自らが気付いていなかった問題意識について取り上げたため「女性」に焦点を絞った話となったが、結婚や非正規雇用など男性にも通ずる話が多くあった。男性も女性と同じく「普通」の意識が働いており、「働くもの」と考えられているという点では女性よりも選択肢が少ないかもしれない。そのような点を考慮すると、男性にとっての「普通」に関する窮屈さについても考えるべきだと感じた。またベーシックインカム制度の導入についても性別に関係なく対象となるため、今後は男性女性それぞれに向けられる「普通」が軽減され各個人が尊重される社会の実現が必要だと考える。

引用・参考文献

愛知淑徳大学 ジェンダー・女性学研究所,2012,『ジェンダーと教育：横断研究の試み』ユニテ

浅倉むつ子,2016,『雇用差別禁止法制の展望』有斐閣

泉谷閑示,2006,『「普通がいい」という病』講談社

岡本夏木,1983,『小学生になる前後：5～7歳児を育てる』岩波書店

小沢牧子,2011,『学校って何：「不登校」から考える』小澤昔ばなし研究所

小浜逸郎,2007,『結婚という決意』PHP 研究所

ガイ・スタンディング,2018,『ベーシックインカムへの道』プレジデント社

白河桃子,2014,『専業主婦になりたい女たち』ポプラ社

楡周平,2013,『「いいね！」が社会を破壊する』新潮社

林陽子、加城千波、大村恵実、金塚彩乃,2011,『女性差別撤廃条約と私たち』信山社

諸橋泰樹,2001,『ジェンダーの罫：とらわれの女と男』批評社

山田昌弘、白河桃子,2008,『「婚活」時代』ディスカヴァー・トゥエンティワン
携帯総合研究所『インスタグラム』

<https://mobilelaby.com/blog-entry-instagram-hide-like-counter.html>(2019.11.24)

ゲームスタイル研究所『各SNSの利用率』

<https://gamestyle.sega-net.com/column/detail/column-045853.html> (2019.11.25)

厚生労働省『女性活躍推進法特集ページ』

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>(2019.11.16)

国税庁『配偶者控除』

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1191.htm>(2019.11.14)

男女共同参画局『一般的に女性が職業を持つことに対する意識変化』

http://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2010/201012/hyou_p22.html(2019.11.23)
男女共同参画局『上場企業における女性役員の状況』

<http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/yakuin.html>(2019.12.6)
男女共同参画局『就業をめぐる状況』

http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/html/honpen/b1_s02_01.html(2019.12.6)
データえっせい『女子生徒の専業主婦希望率の国際比較』

http://tmaita77.blogspot.com/2013/07/blog-post_7.html(2019.11.11)
内閣府男女共同参画局『仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をめぐる状況』

http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/gaiyou/html/honpen/b1_s03.html
(2019.11.11)
保険市場『専業主婦・主夫の年金』

https://www.hokende.com/life-insurance/pension/columns/3_shufu/2(2019.11.14)
BOWGL『女性の働き方』

<https://bowgl.com/woman-activity/>(2019.11.15)
まりおねっと『世界の常識は？専業主婦の割合の推移とは』

<https://marihonnete.com/knowhow/sengyousyuhu-wariai.html>(2019.11.11)

